

組合員資格確認のお願い

当JAは多様化している現在の農業の実態を鑑み、組合員の呼称を見直す定款変更を実施いたしました。

従来の正組合員・准組合員という呼称を廃止し、農業への関与の度合いを基準に「第1号組合員」から「第6号組合員」の組合員資格を設けております。

つきましては、新たな組合員の届出が未提出の方、また、氏名・住所・電話番号等の届出事項に変更・修正があった場合は、当JAの本支店窓口へお申し出いただきますようお願い致します。

【当組合の組合員資格】

【第1号組合員】（個人）

農業を営む個人又は農業に従事する個人であって、その住所又はその経営若しくは従事する農業に係る土地若しくは施設がこの組合の地区内にあるもの。

【第2号組合員】（法人）

農業を営む法人（その常時使用する従業員の数が300人を超え、かつ、その資本の額又は出資の総額が3億円を超える法人を除く。）であって、その事務所又はその経営に係る土地がこの組合の地区内にあるもの。

【第3号組合員】（個人または法人・団体）

この組合の地区内に住所を有する個人又はこの組合からその事業に係る物資の供給若しくは役務の提供を継続して受けている者であって、この組合の事業を利用することが適当と認められるもの。

【第4号組合員】（JA・連合会）

この組合の地区の全部又は一部を地区とする農業協同組合。

【第5号組合員】（農用地利用改善事業実施団体）

農業経営基盤強化促進法第23条第1項の認定を受けた農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を行う団体（その農用地利用改善事業の実施区域の全部又は一部がこの組合の地区内にある団体であって、第1号組合員（その住所がこの組合の地区内にある者に限る。）が主たる構成員となっているものに限る。以下「農用地利用改善事業実施団体」という。）であって、この組合の事業を利用することが適当であると認められるもの（第2号及び第4号組合員を除く。）

【第6号組合員】（法人・団体）

農事組合法人等この組合の地区内に住所を有する第1号組合員が主たる構成員となっている団体で協同組織のもとに当該構成員の共同の利益を増進することを目的とするものその他この組合又はこの組合の地区内に住所を有する第1号組合員が主たる構成員又は出資者となっている団体であって、この組合の事業を利用することが適当であると認められるもの（第2号及び第4号から第5号組合員を除く。）